

宅地建物取引業者

変更届出・免許証書換え交付申請手続（フローチャート）

- ・宅地建物取引業法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項に変更があった場合及び従業者に異動があった場合、**30日以内**に届け出なければなりません。
- ・事務所や専任の宅地建物取引士（専取）を変更する場合、事務所の要件や専取の専任性（常勤性・専従性）について、「宅地建物取引業者の免許等に係るQ&A」や記入例等で必ず御確認ください。不明な点等ある場合は届出前に御相談ください。

届出者

宮崎県

○免許証の記載事項（「商号又は名称」、「代表者氏名」、「主たる事務所」）を含まない内容に変更があった場合

書類の作成

【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書
（様式第七）従業者異動届出書 等

書類一覧・順序 及び 記入例 参照

変更届出

主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください（別途届出者控え1通。また、業界団体提出分がある場合はそちらも持参してください。以下同じ）。

審査

補正指示

書類の不備、不足等

不備書類の修正
不足書類の提出等

- ・審査において補正事項が見つかりますと、補正が完了するまで名簿変更されません。
- ・修正が入った場合は、必ず届出者控えも同様に修正してください。

再審査

名簿変更

審査の結果、変更できない場合があります。
（「事務所の要件」、専任の宅地建物取引士の「専任性」など）

○免許証の記載事項（「商号又は名称」、「代表者氏名」、「主たる事務所」）を含む内容に変更があった場合

免許証を添え、変更の届出と併せて免許証の書換え交付を申請しなければなりません。

書類の作成

【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書
【様式第三号の二】宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
（様式第七）従業者異動届出書 等

書類一覧・順序 及び 記入例 参照

変更届出・書換え交付申請

主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください（別途届出者控え1通。また、業界団体提出分がある場合はそちらも持参してください。以下同じ）。

審査

補正指示

書類の不備、不足等

不備書類の修正
不足書類の提出等

- ・審査において補正事項が見つかりますと、補正が完了するまで名簿変更されません。
- ・修正が入った場合は、必ず届出者控えも同様に修正してください。

再審査

名簿変更・免許証書換え

免許証交付（新）

電話連絡がありますので、
主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁で受け取ってください。

審査の結果、変更できない場合があります。
（「事務所の要件」、専任の宅地建物取引士の「専任性」など）